

調査が継続され、遺跡全体の保存が図られることが期待される。

なお、久留米市道蔵遺跡では、八世紀後半から九世紀初頭の三×七間の東西棟掘立柱建物跡と三×四間の倉庫一棟が確認され、「三万少領」の墨書土器が出土し、筑後国三潞郡衙跡の可能性が考えられている。

二 郡衙と郷土の豪族たち

(一) 国・郡・里(郷)制

大化の改新後、全国を国・郡(評)^(こみり)・里(郷)に分けて地方行政が行われるようになったが、国はそれぞれの中を幾つかの「郡」に分け、郡を更に幾つかの「里」に分けた。しかし大宝二年に大宝律令が施行される前までは郡は「評」とされていた。評制時代の評は大・中・小の三等級に分けられていたが、大宝律令制下では大・上・中・下・小の五等級に分けられた。等級を決める基準は郡の中の里数によったものである(第6表)。

次に里は五〇戸を一里とし、里長が置かれて末端の行政を執り行った。しかし靈龜元年(七一五)に里を郷とし、郷の下に二、三の里を置いた。更に天平十一年(七三九)には里を廃止したために国・郡・郷というしくみになった。承平年間(九三二—三三)に成立した『和名類聚抄』に記されている郷名は四〇〇〇にのぼっている。

(二) 郡司とその職務

郡の役人である郡司は、国司が中央から赴任してきたのに対して、在地の有力な豪族の中から任用され、大領・少領・主政・主帳の四等官が置かれた(第6表)。郡司は終身官であったが、その任用にあたっては次のことが勘案された。すなわち選叙令には大領・少領は「性識清廉時務に堪える者」とし、主政・主帳は「強幹聡敏書計に工みな者」と規定し、更に「其大領少領才用同者先取国造」として才用主義と譜第主義を取り入れているが、時期によりどちらかに重点を置いていた。そして平安時代になつてからは、新興の郡司も現れてくるようになった。

郡司はその下に郡書生・案主・益取・驅使・伝馬長や雑役などに使用された多くの徭丁を従えて勤務し、職掌は次のようなものであった。

- (1) 勸農 (耕地の開発とそれに伴う徭役の徵発、公出挙)
- (2) 徵税 (租・庸・調、※運京)
- (3) 司法 (一部の檢察とそれに伴う笞罪の執行)
- (4) 司祭 (郡規模のもの)

第6表 郡の等級と郡司の定員

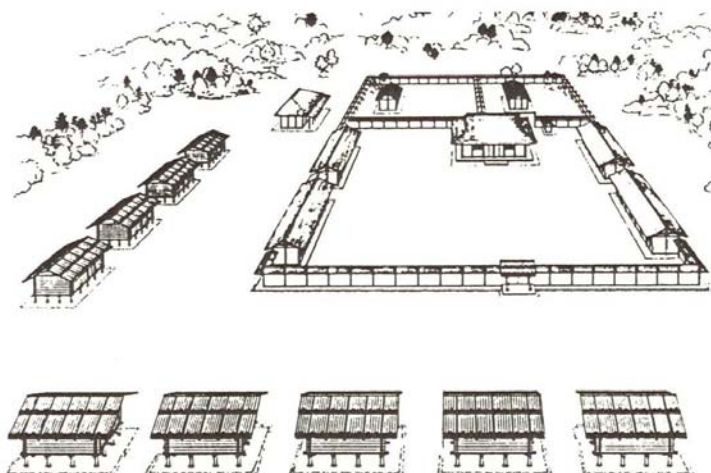
郡	郡司				
	大領	少領	主政	主帳	合計
大郡 (20 - 16 里)	1 (1) ^人	1 (1) ^人	3 (1) ^人	3 (2) ^人	8 (5) ^人
上郡 (15 - 12 里)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	2 (1)	6 (4)
中郡 (11 - 8 里)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	4 (3)
下郡 (7 - 4 里)	1 (1)	1 (1)		1 (1)	3 (3)
小郡 (3 - 2 里)	領 1 (1)			1 (1)	2 (2)

- (1) 『養老令』戸令定郡条・職員令による (国史大辞典より)
- (2) 括弧内の人数は『続日本紀』天平11年5月甲寅条による新定員

(三) 郡衙(郡家)とその構造

郡司が政務を行う場所を郡衙または郡家・郡府と呼ぶ。『上野国交替実録帳』（十一世紀）や近年の五〇か所以上に及ぶ郡衙遺跡の発掘調査によってその構造が明らかにされてきている（第28図参照）。それらを見ると全体的には郡衙は国衙に比べて郡衙域の規模・形、建物の規模・配置など多様性に富んでいて、在地性の強さをうかがわせている。また衙域も三町前後が多いと考えられている。郡衙の施設には郡庁・正倉・館・厨（く）のほか各施設を囲む溝・土塁（築地）・堀・板塀などの外郭施設がみられる。それぞれの施設の具体的な働きと構造は次のとおりである。

- ・郡庁：郡司たちが執務する事務棟であり、政治的・儀礼的行事が行われる。建物の配置形態は、正殿を中心に脇殿または長殿を国衙正庁のように左右対称に配するものとそう



第28図 三次郡衙の復原景観図（ほぼ南よりみる）

（古代を考える「宮都発掘」坪井清足編 吉川弘文館 昭和62年より）

でないものなどが五類型ほどみられ、多様性に富んでいる。

・正倉…主に農民から納めさせた租税や出挙の利息稲を収納した倉庫群。文献によれば丸木倉・甲羅倉・板倉・土倉などがあり、多くの倉庫群が幾つもの群れに分けて管理されていた。

・館……郡司の宿舎や国司の国内巡行・公的な使臣の宿泊・接待の施設。『上野国交替実録帳』によれば宿屋・向屋むかいや・副屋そうのや・厨くりや・厩うまやなどのあったことが分かる。

・厨家…郡司や徭丁の食事・公的な宴会・使臣の食膳を準備したり管理したりする施設。『上野国実録帳』には酒屋・納屋もなえ・備屋かまど・竈屋などが見えるが、調理場とこのような建物・倉庫群によって構成されていた。更に調理場には井戸を伴った。

(四) 京都郡と仲津郡の郡衙

豊前国内では企救・田川・京都・仲津・築城・上毛・下毛・宇佐の八郡が置かれた。前出のように郡の等級は里数によったが、これによると京都郡は下郡、仲津郡は中郡にあたる。『和名類聚抄』には豊前八郡内に四三郷名があげられているが、京都郡は四郷、仲津郡は八郷となっている(第7表)。

ところで、旧豊前国内では現在までのところ上毛郡衙跡と下毛郡衙跡が発見され、調査が進められている。上毛郡衙跡は山国川左岸の築上郡新吉富町「大ノ瀬下大坪遺跡」で、八世紀を中心とする門跡・正殿跡・東脇殿跡・倉庫跡・柵列などが検出されている。また下毛郡衙跡は山国川右岸の中津市永添の「長者屋敷遺跡」で、九棟分にあたる倉庫群の柱穴などが検出されている。京都・仲津郡衙については、その所在地はま

だ確認されてはいないが、歴史地理的な立場からの論考はなされている。中でも日野尚氏はそれぞれの郡衙について次のような説を出している。まず京都郡衙については荻田岡岡崎地区の小字名に「上地正院」「下地正院」が小波瀬川右岸の低い台地上にあり、京都郡家に結び付く可能性が強いとされている。更にここが奈良時代に瀬戸内に面する重要港であった草野津にも近いことから有力視される^{とよ}とも述べている。仲津郡衙については、条里の境界線に位置する豊日別神社（別名を草場神社、行橋市草場所在）に注目し、『太宰管内志』に「…仲津郡草場村、古は中臣村と云りし由、古き〔村名帳〕などに見えたりと云り」という内容から、かつてここが中臣郷域であった可能性が強いとして、豊日別神社は豊国直が祭祀した神社で豊国造の本貫地を示していると考えて、郡家をここに比定している。

しかし、いまのところまだ岡崎地区からも草場地区からも郡衙に結び付くような遺構や遺物は出土していない。

郡衙は郡司などにとって都合よい場所を選んで設置されたとされているし、郡司が国造を務めてきた譜第の有力豪族の中から任用されたとすれば、京都・仲津郡内で古墳時代終末期の大型古墳群や初

第7表 豊前国の郡と郷

郡名	郷名	現在の行政区
企救	長野、蒲生	北九州市小倉北区・南区・門司区
河津	香春・雉怡・位登・城田	田川郡・田川市
京都	諫山・本山・刈田・高来	京都郡・行橋市
仲津	砦見・葛見・城井・狭度・高屋・中臣・仲津・高家	
筑上	綾幡・桑田・鶴木・大野	築上郡・豊前市
毛佐	山田・炊江・多市・上身	下毛郡・中津市
下佐	山国・大家・麻生・野仲・諫山・穴石・小楠	
宇	野麻・酒井・葛原・封戸・向野・広山・垣田・高家	宇佐郡・宇佐市
	・深見・辛島	

期寺院の所在地とそこからあまり遠くない周辺の地が郡司の本貫の地として、また郡衙所在地の有力候補地として浮かび上がろう。

京都郡では古墳時代後期から終末期にかけての大型前方後円墳・方墳や円墳の集中する勝山町上黒田地区に郡谷ぐんやの小字名がみられ、注目を引く。また、仲津郡では同時期の大型円墳や方墳が集中していたり、律令時代に国分寺や豊前国府の設置された錦原台地北部(現豊津町)とその周辺が注目される。

(五) 史料にみえる郷土の郡司

1. 京都・仲津両郡の郡司に関する史料は極めて乏しいが、以下三人の郡司についてみることにする。

(1) 天平十二年(七四〇)の「藤原広嗣ひろのちかの乱」に関して(続日本紀)

・仲津郡擬少領膳かしののあづまひと 東人：広嗣軍から兵八〇人を率いて官軍に帰順。

※大和時代に中央に膳かしののあづま臣がいて、諸国の膳部を都へ上番させて朝廷の食膳を受け持った。

大宝二年(七〇二)の「豊前国戸籍」には上三毛郡に膳臣・膳大伴部の名がみえるので、

豊前地方にも膳部がいたことが分かる。膳かしののあづまひと 東人は、膳部の地方族長としての伝統を継

ぐ地方豪族であろう。

・京都郡大領しよとだのすくまろ 楳田勢麻呂：広嗣軍から兵五〇〇騎を率いて官軍に帰順した。

※広嗣の乱の論功によって叙位された者の中に楳田勝麻呂しよとだのすくりまろの名がみえるが、同一人物と思

われる。勝は秦氏系の在地首長の姓である。

(2)慶雲二年(七〇五) (日本靈異記)

・宮子郡(京都郡)少領膳臣広国：死後蘇り、黄泉の世界を語り、仏法に帰依したという。

2. 他郡域の郡司

郡名	西暦	年号	官名	位階	氏名	出典
築城	七四〇	天平十一年三月	擬少領	外大初位上	佐伯豊石	続日本紀13
上毛	七四〇	天平十二年三月	擬大領		紀字麻呂	続日本紀13
下毛	七四〇	天平十二年三月	擬少領		勇山伎美麻呂	続日本紀13
	八二七	天長四年	擬大領	無位	藤野化宮守	日本後紀18
			大領		藤野勝	

第三節 官道と駅制

一 古代の交通

世界的にみて中央集権的な古代国家では、中央政府と地方の行政機関との連絡や、軍隊の迅速な移動のために道路を中心とした交通網の整備が進められる。古代ローマ道は直線道路として著名であり、中国でも紀元前三世紀の秦代に国内巡察のための「馳道」と呼ばれる幅五〇歩(約七〇メートル)もの道路が建設されている。古代日本は歴史的・地理的環境の相違から、五畿七道に分割されていた。五畿は畿内の大和ほか中央政府